

ペット取扱主体者間のエンゲージメント： 「人とペットの共生」とは

藤田典子[†]

Engagement among Pet-Industry Agents: What “Human-Pet Coexistence” Means in Japan

Noriko Fujita

The concept of “human-pet coexistence” in Japan has gained increasing attention of late, as evidenced in a bevy of policy-making by national and local governments, as well as by non-governmental associations. Despite this proliferation in governance concerning pet and human interaction, however, a plethora of media reports inform of considerable troubles and conflicts among pets and people, including ones involving no-pet owners on local streets, parks, and in communities. Yet, the policy of human-pet coexistence provides few tips for actors to rely on to solve these issues in real situations. Notwithstanding, the concept of human-pet coexistence itself has been called for in contemporary Japanese society.

This paper elaborates on troubles gone through by agents in Japan’s pet industry and actions taken by the agents to solve the issues, from 27 qualitative interviews and participant observation the author conducted in urban settings throughout 2022. It uncovers agents’ attitudes as they engaged with other actors in their fields. These practices appear to resonate with Okura’s (2020) concept of “engagement,” based on his study of a dog park in Berkeley, USA.

But the practice of engagement was not adequate to fully capture Japan’s case. Some agents in Japan insisted on the need for exiting from the troubled situation if they became entangled. What is more, this solution appeared appropriate, in as much as cats and dogs generally prefer to stay away from what they dislike, as some of my informants suggested. The conclusion finds that the human-pet relationships stand on a foundation of clear segregation between human and animal beings in contemporary Japan. If human-pet coexistence is desired in the manner noted by the informants in this study, more serious discussion among all stakeholders will be necessary to find an answer to the asymmetrical relationship that is the current norm of practice.

1. はじめに

日本において、ペットの存在感が増している。2021年の日本の子どもの出生数は811,604で、前年より29,231人減少した（厚労省2021）。その一方で、犬猫の新規飼育頭数は886,000（犬397,000と猫489,000）で、876,000（犬416,000と猫460,000）だった前年よりも10,000頭増加した（ペットフード協会2021）。図が示すように、犬猫の全体の飼育頭数は、過去8年間に犬は減少傾向にあるものの、猫は緩やかに増加傾向で、2021年は16,052,000（犬7,106,000と猫8,946,000）だった。この

[†] 早稲田大学アジア太平洋研究センター特別センター員：Adjunct Researcher, Waseda Institute for Asia-Pacific Studies, Waseda University

E-mail: n.fujita6@kurenai.waseda.jp

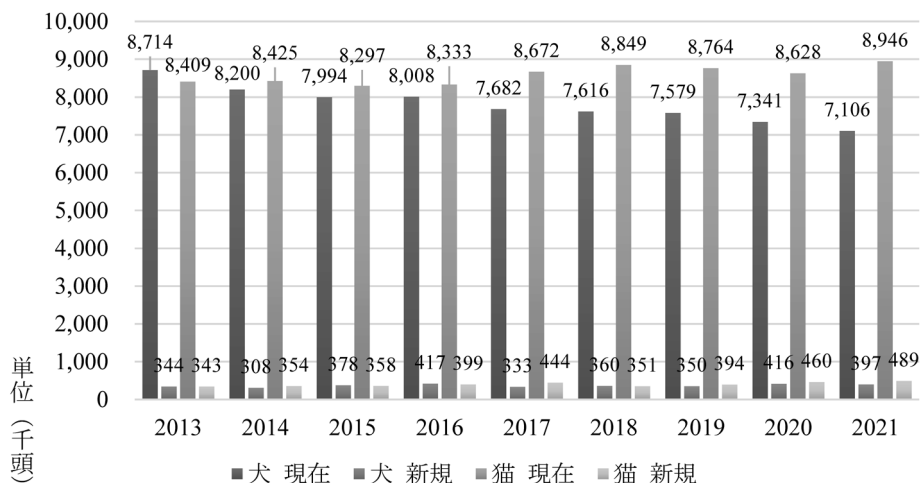


図 犬・猫の現在飼育数と新規飼育数の推移

令和3年全国犬猫飼育実態調査（ペットフード協会2021）をもとに作成

数は、15歳未満の子どもの数14,930,000より多い（『読売新聞』2022.5.24）。

新型コロナウイルス拡大で犬猫飼育の需要が高まったのは日本だけではない。例えば犬飼育頭数は、英国では2019-20会計年度から2020-21年度の間、3,500,000増加し合計12,500,000に、米国ではコロナ禍で9,000,000増加し合計108,000,000になり、どちらも生涯はじめて犬と暮らす飼い主〔First-time dog owner〕が多かった（BBC April 14, 2022）。猫飼育頭数も、英国では同時期の比較で4,700,000増え12,200,000に（Statista 2022）、米国ではコロナ禍の数年間で5,000,000増え79,000,000となった（The Guardian January 22, 2022）。

日本社会においてペットの存在感が増したことは、メディアでも頻繁にとりあげられた。その内容は良い例ばかりではなかった。例えば、コロナ禍で増えた新規の飼い主が、ペットの世話が想像以上に負担だという理由で、購入後数日で飼育放棄をした事例があった（『朝日新聞』2021.4.9; 『読売新聞』2022.1.14）。また、飼い主が、ペット数頭に避妊・去勢手術を施さなかったために多頭飼育となり、いずれ動物虐待につながった事例もあった（『NHK』2022.6.20）。

さらにペットは、飼い主以外の人から、排除の対象となりうる。加藤謙介（2022）はペット防災の視点から、ペットが被災地にて排除された例を示した。平時でも犬のふん尿放置問題（『神戸新聞』2021.3.27）や野良猫への無責任な餌やり問題（『日本経済新聞』2022.9.27）などは、非飼育者を巻き込む地域コミュニティでのトラブルとなる。山田昌弘（2004: 189-94）がペットを取り巻く様々な社会問題として指摘したとおり、ペットに関わる問題は、家族や地域を超えてより広範囲で深刻な社会問題になりうる。

このような状況がペットを取り囲んでいるにもかかわらず、小さなトラブルから大きな社会問題に至るまで、解決の際に関係者がよりどころとするグランドデザインは、明確でない。デザインとは、社会の豊かさやさらなる発展を希求し、同じ社会で生きている人と動物の双方がより良い暮らしを送れるようになるために、双方のより良い関係をどのように構築するのか、そしてそのプロセスにおける人の役割や責任は何か、というような包括的な議論を経た社会的合意であるとともに、その理念を

反映する法制度である。例えば、ドイツ連邦政府が1972年に制定し、その後も改正を重ねた動物保護法 [Tierschutzgesetz] (BfJ 2022) の第一章原則、第一条目的は、以下のように記している。

Zweck dieses Gesetzes ist es, aus der Verantwortung des Menschen für das Tier als Mitgeschöpf dessen Leben und Wohlbefinden zu schützen. Niemand darf einem Tier ohne vernünftigen Grund Schmerzen, Leiden oder Schäden zufügen. (BfJ 2022: Erster Abschnitt)

この法律の目的は、人と同じ仲間である動物に対して人が持つ責任に基づき、動物の生命および暮らしを保護することである。誰も、正当な理由なく、動物に痛みや苦痛、危害を与えてはならない（筆者訳）。

人と動物が同じ被造物であり、共に生きる仲間だという前提にたち、さらに人が動物の生命や暮らしを保護する責任を持つ、と明記している。

1995年1月の阪神淡路大震災の後、被災動物の支援活動に端を発し、2000年にNPO法人として設立、2010年に公益社団法人となったKnotsは、活動理念を「人も動物も幸せに生きられる社会」とし、以下のように具体的に示している。

人と動物、動物と動物の間には、それぞれ関係性があり、影響し合っています。その関係性を正しく理解し、お互いがお互いを尊重し、バランスよく生きること、つまりそれぞれの「いのちが調和」することが幸せに繋がるのではないのでしょうか。人も動物です。しかしながら、他の動物たちへの影響力は大変大きく、それ故、より良い調和を保つために他の動物達に対して、果たすべき責任があります（富永 2021: 80）。

そして今後のテーマを、「One World, One Life」とし、「生き物であるヒトは、生まれ、そして死んでいく。『生ある限りは幸せに』といういのちへの責任を果たせるよう、各々のいのちに寄り添う社会システム構築に向け、情報交流、啓発、教育、研究を行っていければ」と記している（富永 2021: 85）。人と動物が同じ生き物であるという視点に立ち、人が果たす責任があると定めたドイツの動物保護法の原則と親和的で、さらに社会システムを構築するというデザインも明確である。

2023年は、動物の愛護及び管理に関する法律の元となる動物の保護及び管理に関する法律が制定されてから50年の年である。動物愛護管理法の第一章総則基本原則には、「人と動物の共生に配慮しつつ」（環境省 2022）とあるが、「共生」の意味を掘り下げ、その理念を具体化する良い機会だと考える。

本稿は、まず日本における動物の取扱い方針について、動物の愛護管理に関する法律の生成および改正に照らして整理した後、人とペットの共生社会に関する視座を紹介する。そして、筆者が2022年に実施したペットの取扱者¹⁾に対する質的調査データから、ペットを取り巻く問題を行為者の経験からまとめ、課題解決のために各行為者がとっている行動について詳述する。ペットの取扱い現場での、調査対象者の意識と行動から、日本における「共生」の意味を考察することが本稿の目的である。

2. 動物保護管理法から動物愛護管理法へ

「動物の保護及び管理に関する法律」(以下、動物保護管理法)は、1973年10月に制定された。それまでも、国内で人と動物の関わりがなかったわけではない。これまでの研究によれば、イノシシ猟に使われた縄文犬にはじまり(小宮2019)、犬は人の狩の伴であった(合原2019; 加藤2019; 大道2019)。また、猫も含めて村や地域を獣害から守る役割を担い、そして飼い主にとっては愛護の対象であり、公的な場においては迷惑や排除の対象でもあった(小林・湯本2019; 真辺2021)。こうした関係性にもかかわらず、国内の動物関連法は、戦後の動物愛護協会の精力的な活動を経ても1973年まで存在しなかった(真辺2021: 154)。動物実験に対する規制も、動物保護管理法を補う形で「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が1980年によりやく制定された(伊勢田2011: 108)。例えば、米国の動物関連法が、1821年に動物への虐待防止を主目的に成立し、その後19世紀後半に設立したアメリカ動物虐待防止協会などが米国各地で社会運動を引き起こしてきた(Irvine 2015: 102)ことと比較すると、日本の動物関連法は150年近く遅れて始動した。

1973年制定、翌年4月に施行された動物保護管理法では、動物の虐待防止や動物の適切な取扱い(行き場をなくした動物は行政の手で殺処分されるという規定含)、動物愛護の気風の育成、動物による人間の生命財産への侵害の防止などが定められた(真辺2021: 154)。動物を保護・管理する側にも、捨て猫や野良猫、野犬などから迷惑を被る側にも配慮する文言になっていることが特徴的で、護るべき対象は動物なのか、それとも人間社会なのか、さらに言えば動物の保護管理に携わる側の人間か、あるいはそうでない側か、どっちつかずの表現になっている。初期の動物保護管理法は「人のため」の動物の保護と管理であったと言える。後述するように、東京弁護士会([2016] 2020: 11)も2012年の法改正について触れる際、同様の解釈をしている。とは言え、この傾向は他国でも見られた。例えばドイツでも、浦川道太郎(2003: 195)が示すように、1871年制定の刑法典の動物虐待罪では、「一般人の感情に著しい不快感を与えるような動物の虐待を処罰しており、その意味では、動物自体の保護というよりは、人の感情を保護するもので、人間中心的な動物保護と評価されるべきものであった」。ドイツにおいてもその後法改正を重ね、動物のための法規制を整えていったことは、本稿での「共生」に関する考察においても重要な点である。

日本の動物保護管理法は、その後1999年に改正され、改正法「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法)は2000年12月に施行された。その背景の1つに、動物の虐待事件の社会問題化があった。法律の名称に「愛護」が加えられるとともに、基本原則に「動物が命あるものであることにかんがみ」という文言が記された。さらに動物の所有者又は占有者の責務などが強化されるとともに、動物取扱業が届出制となった(平山2019: 121-2)。

この後、当法律は施行後5年を目途に状況を検討するとされていたことから、各党および環境省において見直しが行われた。その結果、2004年に改正、2005年6月に施行された改正法では、国の基本方針および都道府県の動物愛護管理推進計画の策定や動物取扱業の登録制の導入、愛護動物に対する虐待への罰則の強化などが行われた(平山2019: 122)。

2012年に改正、2013年9月に施行された改正法では、法目的に「人と動物の共生する社会の実現」の文言が加えられた(平山2019: 122)。「共生」に触れた法目的の追記に関して、東京弁護士会([2016] 2020: 11)は「人間のためだけの法律であった動物愛護法が、2012年の改正によって、人

間と動物のための法律になったという解釈が可能になった」と示している。改正法には「殺処分がなくなることを目指して」という記述も加えられ、これにより動物愛護管理法は、狂犬病予防法が定める殺処分の存在を前提とした法律であることが明確になった（東京弁護士会 [2016] 2020: 3）。また所有者の責務として、「終生飼養」の責任が法律上明確になったことも特徴の1つであった（環境省 2013）。第二種動物取扱業の届出制の導入、犬猫の引き取りに関わる規定の見直し、取扱上の罰則の強化なども行われた（平山 2019: 122）。

それでも、「犬猫の殺傷や虐待、遺棄などの悪質な事件は後を絶たず、飼い主の管理能力を超えた多頭飼育にともなう、鳴き声、汚物による臭気、無秩序な繁殖などによる飼養環境の悪化などの問題、動物取扱業の不適正飼養への対応を求める声も高まっていた」（平山 2019: 123）。結果、2019年に当法律は再改正され、2020年6月に施行された。特に取扱者が遵守すべき基準と所有者への罰則が強化されるとともに、地方公共団体で関係業務を担う動物愛護管理センターの機能が明確化された（平山 2019: 123-7）。環境省（2021）は、動物取扱業の適正化が図られた背景を、以下の通り記している。

多頭飼育問題や動物虐待を含む、人々の動物の取り扱いに対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱う事業に対する注目が集まっている。これまで幾度にわたる法改正においても、改正の度に動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が見受けられ、速やかな改善が図られなかったことが、今回の法改正につながっており、このことは、動物取扱業者はもちろん、それを指導する立場にある行政や、そういった動物取扱業者を利用する消費者も含めて、重く受け止めなければならない事実である（環境省 2021: 1）。

取扱業者の基準強化については、飼養・保管する犬猫の施設・設備（ケージ等）のサイズや従業員数などが数値で規定されたことが特徴的で、この「数値規制」はメディアでも大きくとりあげられた（『読売新聞』2021.6.1）。所有者への罰則は、愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた場合は、2012年改正法よりも重い5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処されることになった（環境省 2022: 第六章罰則，第四十四条）。

以上のように、動物の愛護管理に関わる法律は改正のたびに「人のため」から「人と動物のため」に目的が更新され、動物の取扱いの際の具体的な基準や罰則は明記されるようになった。しかし、いまだ「共生」の具体的な意味や前提、「共生」社会の先にある理想の姿、さらに理想を実現するためのデザインは、法制度から明確であるとは言えない。

3. ペット共生社会についての視座

2021年11月の日本社会学会第94回大会のテーマ別セッション「猫社会学の理論と方法」において、徳田剛（2021）は、ペット共生社会論の発展にはペット飼育を人と人との関係にとらえなおすことが重要だと説いた。特に社会空間において、ペットオーナーと非オーナーの間や、ペットが好きな人と嫌いな人、あるいは無関心な人との間で共生が図られるための技法について議論した。ペット、すなわち動物は、人間とは異質であるが、その異質性は、人と動物の非対称性だけでなく、人と、

動物を飼っている人すなわち飼育者との間の非対称性として現れる。人と飼育動物の関係が双方向に主体的行為を伴うコンパニオン (Haraway 2008) となったとしても、動物を取り巻く人と人との関係の様々なもつれを即座に解決することはできない。ペット共生社会論に取り組む重要性は、ペットを介して人と人との関係や人と社会の関係をとらえ、お互いがより暮らしやすい社会をつくることにある (徳田 2021)。

人と人との関係と言っても、ペット飼育に関わる行為者だけでも多様である。福岡今日一 (2003) は、ペットの飼い主と取扱業者へのアンケート調査で、「ペットを取り巻く人たちといえば、どのような人たちを想像しますか (3 つまで選択可)」と質問した。回答数が多い順に、一般の人にとっては、飼い主、ペットショップ、獣医師会、隣人であった。そして取扱業者にとっては、1 番から 3 番は一般回答と同様、飼い主、ペットショップ、獣医師会で、4 番目がブリーダーであった。これら以外の回答は、少数回答だが多い順に、動物愛護団体や保健所、ホームセンター、マスコミ、自治体であった (福岡 2003: 157-61)。

動物愛護管理法上、第一種動物取扱業者には、ペットショップを代表とする販売者だけでなく、保管や貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養に関わる施設で働くスタッフや、動物トレーナー、トリマーが含まれる。同様の行為に携わる取扱業者でも、非営利目的で活動する人は第二種動物取扱業者と呼ばれる。またペットと直接触れ合う行為者ではないが、調査研究機関やペット関連商品販売業者、保険会社がある。さらに、獣医師や動物看護師、トレーナー、トリマーを養成したり、それぞれの行為者に啓発活動をしたりする教育機関がある。そして、環境省や厚生労働省、農林水産省、文部科学省、地方自治体などの行政機関の職員、立法機関にはたらきかける議員も行為者である。人とペットの関係性を、人と人との関係に捉え直すにあたって、まず、ペットをとりまく人が多様であることを認識しなければならない。そのうえで、ペットを介した人と人との共生社会について論じる必要がある。

共生に関して、地球や自然、環境をも含む包括的な概念として、越村義雄 (2022) は、「ワンヘルス」の理念を提示している。「ワンヘルス」とは、「人と動物の健康、環境の健全性は一つとしてとらえ、一体的に守ろうという取り組みで、人も動物も環境も微生物と一緒に生きている。環境が破壊されると人と動物の健康被害につながるという考え方」(越村 2022: 284) である。この理念でもって、「人とペットの『真の共生』を目指し、ペットが人に与えてくれる『生きる元気』や『心身の健康』を業界が一丸となって発信することにより、人類が生命あるもの全てに温かい思いやりの心を持ち、笑顔溢れる『ペットとの幸せな暮らし』と『やさしい社会』を実現すること」がビジョンだと記している (越村 2022: 285-6)。地球上で人と動物が共に支え合って生きていくことを追求した本質的な概念である。

加藤謙介 (2022) は、ペット防災の視点にもとづき、より実践的な観点で共生を論じた。本稿の冒頭でも記したように、過去の複数の災害において、ペットは地域コミュニティから排除やトラブルの対象になった例があった。災害時に人とペットの間で生じるトラブル解決のためには、平時から人とペットを「包摂」の関係にすることを目指し、人とペット、地域コミュニティの間で「連携」、そして「対話」し、「情報」を生成することが重要である。そしてこのプロセスが防災および減災に有効である、と説いた (加藤 2022: 286-92)。そして災害時は、被災のイクスクルージョンが生じない

よう、家族関係にある飼い主とペットも、多様なステイクホルダーの対象者として、被災者全員が互いに合理的に配慮しながら主体的に参画しなければならない、と論じた（加藤 2022: 291）。過去の経験にもとづく究極的なインクルージョンの概念である。

大倉健宏（2020）は、米国カリフォルニア州バークリー市のドッグパークに関する研究で、共生について以下のように説いた。ドッグパークの維持にあたり、飼い主どうし、飼い主と周辺住民、市とのトラブルが解決されたプロセスでは、ペットフレンドリーなコミュニティの条件として、「エンゲージメント」が重要であった（大倉 2020: 193）。エンゲージメントは飼い主どうしの関係と、ドッグパークの外延との関係において、二人称の関係を持つことである。二人称の関係の説明で、大倉は、ウィリアム・B. ヘルムライヒ（Helmreich 2016）が出版したニューヨーク市ブルックリン地区のガイドブックにある「日常的な関わり」[daygration] という表現を引用する。この語は、著者ヘルムライヒの造語だと思われる。day と integration の合体語で、ブルックリン地区には地図上では多様なエスニックコミュニティがあるが、それぞれのコミュニティに所属する個人は、職場やレストラン、スーパー、不動産など様々な公共の場で日常的に交流し、「透過性」[porous] の関係にあることを指しているという（大倉 2020: 193-4; Helmreich 2016: xii）。そして、バークリー市のドッグパークの様々なアクターが日常的に関わり合い、時間をかけて三人称から二人称の関係性を醸成することで、「怒りのコミュニティ」を乗り越え、ペットフレンドリーなコミュニティをつくりあげたと説いた（大倉 2020）。

以上の観点から、ペット共生社会は、地球上で人と動物が共に生きていることを前提とし、多様な行為者が関わり合う空間であることが導き出せる。また行為者間の関わり合いのプロセスにおいて生じるトラブルを解決するには、人々が日常的により一層深く関わり合うこと（連携や対話を含めたエンゲージメント）が鍵であると考えられる。本稿は、フィールドを現代日本の都市部に移し、行為者をペットの取扱者に絞る。ペット取扱者の周りで発生しているトラブルとその解決のために行為者が行なっている主体的実践に着目する。最後に現代日本での「人とペットの共生」の意味について考察する。

4. 研究方法

筆者は、2022年1月から12月の1年間、関東と中部、近畿地方の都市部にて、ペット（犬・猫）取扱者に平均1.5時間の半構造化形式のインタビュー調査および現場の参与観察を実施した。インタビュー対象者は合計27人で、スノーボールサンプリングで集めた。調査対象者の内訳は、獣医師18人（小動物臨床医および動物愛護センター職員、市営動物園職員、民間企業勤務の獣医）、犬猫保護団体の代表2人とスタッフ1人、動物トレーナー2人、動物看護師および教育機関教員、ドッグランの管理者、ペット関連団体会長各1人であった。市営動物園職員には異動があり、過去に行政職員として家庭犬・猫を取扱った経験があったか、今後異動の可能性があるため、本研究の分析対象に含めた。一度に複数人へのインタビューを実施したケースが4件、1人の対象者に2回実施したケースが2件あった。対象者の年齢層は20代から60代と幅広く、ジェンダー比に際立った偏りはないと思われる。インタビューでは、各取扱者の業務内容や今後の目標、動物を取り巻く社会の状況、そして「共生」の意味について双方向の対話形式で質問した。加えて、新型コロナ感染症の業務への影響につい

でも尋ねた。対象者は、私生活においてもほぼ全員に犬猫の飼い主としての経験があった。その主観的経験とペット取扱者としての社会的役割をすり合わせて考えを語る場面もあった。インタビュー調査で録音の許可を得て記録した18件は、専門業者により音声反訳後、筆者自身が内容を分析した。その他の対話や参与観察の状況は、筆者が逐次メモを取った内容を分析した。

5. ペットを取り巻く問題

調査対象者の全員が、これまでに経験したトラブルは人との間で生じたと語った。実際、愛護センターの職員は、「ペットの問題は、人と人との間で起こる問題」とはっきり述べた。

(1) 犬猫の問題行動への対応問題

自治体や動物愛護センターには、「犬猫の問題行動」という名で様々な苦情が入る。ある自治体では、最多の苦情は「犬の無駄吠え」であった。犬の多頭飼育が原因の場合が多いと言う。そして、犬猫の多頭飼育崩壊は、殺処分の対象を増やしかねない最大の要因であると付け加えた。

自治体は、ペットのふん尿放置問題に関する苦情も頻繁に受ける。しかし関係者のほとんどが、犬の場合は、「なぜふん尿を放置するのか、理解できない」と言った。ふん尿を放置するのは「マナーの悪い飼い主」だと全関係者が捉えていたが、その飼い主にどのようにアプローチし、条例違反であることを知らせ、行為を正してもらうかについて、答えがなかった。また条例は、飼い主の責任として犬のトイレは散歩に出る前に済ませることと定めているが、そもそも屋内でトイレをする習慣を身につけていない犬も多い。猫のふん尿放置問題は、より深刻である。外でふん尿を放置するのは飼い主でなく家から脱走した猫自身、あるいは野良猫であり、木下征彦（2019）が指摘するように、迷惑を被る側は、その猫の所有者が不明あるいはいないなどの理由で、人でなく猫に対して憎しみを募らせる。また繁殖期の鳴き声に対する苦情もある。そのような中、地域の猫に対して無責任に餌をやる人もいる。犬猫の問題行動に人が関わっているのは明らかである。

ドッグランでも、犬どうしの咬傷などのトラブルがあれば、人の問題に発展する。関わる人は、複数の飼い主と管理者である。調査対象のドッグランでは、施設管理を犬の行動や飼い方に詳しくないスタッフが担っていたので、トラブル発生の際、飼い主どうしの話し合いをまとめることができなかった。その後当ドッグランは運営停止となった。

(2) 獣医師の飼い主対応問題

コロナ禍で新しい飼い主が増加したこの話題に関連して、全ての小動物臨床医が飼い主の対応の難しさについて語った。ある獣医師は、「犬猫を飼い始める時の知識が足りていないのでは」と危惧していた。必要な運動時間の確保や社会化の重要性、怪我や病気、そしてその予防についての基礎的な知識がなくとも、犬猫と暮らすことができる。そのため、獣医師は、飼い主に基本的なことを丁寧に説明する必要があるという。特に、犬猫は話すことができないため、病気やケガの治療は、飼い主への問診と犬猫の触診、検査データから判断する。検査は段階があり、CTやMRIなどを利用する高度な検査になれば、費用がかさむ。しかしそれでも病気の原因が特定できなかったり、治療をはじめても完治しないこともある。そうした可能性を、初期段階で飼い主に説明しておかなければ、不満

をもたれる。

ある獣医師によれば、「獣医師は話術が大事」とのことであった。別の獣医師も、コミュニケーション能力は小動物臨床医の大事な資質だと語った。「ひと昔前は、人とのコミュニケーションが苦手な人が獣医になるようなこともあった。人と会話をするよりも犬猫の方が良いつて。今は飼い主さんとの人と人との関係が重要。その人間関係が成り立っていないとペットが不幸になるので」と続けた。ある市営動物園の獣医師は、獣医師免許取得後は小動物臨床医として勤めたが、飼い主との会話を苦手に感じ、市の職員になったと語った。さらに別の獣医師は、獣医の仕事は「接客業」だと述べた。実際ある動物トレーナーは、多くの飼い主がペットのことを相談できる場を必要としていると語った。動物医療の現場では、高い対話力が求められている。

にもかかわらず、調査対象の獣医師は全員、説明力や対話力を磨くような授業や訓練は受けたことがなかった。大学時代に実践的な授業がカリキュラムに組み込まれていたこともなかった。中山智宏(2019)が記す通り、現在の大学動物病院内で行われている参加型臨床実習、および当実習を受講するための条件の1つである獣医学オスキー[vetOSCE: veterinary Objective Structured Clinical Examination]が始まったのは2017年であった。その背景に、ペットを家族の一員として扱ったり、熱心な飼い主が増えたことで、獣医大学教育の見直しが図られたことがあった(中山2019: 182)。それ以前に獣医師免許を取得した獣医師は、臨床トレーニングは就職する動物病院で受けてきた(中山2019: 181)。そしてうまくいかなければ、本調査の対象者も示したように、治療でのトラブルとなった。「獣医の仕事は接客業」と述べた獣医師は「獣医療が、(現行の農林水産省でなく)厚生労働省管轄になれば、人を扱うという視点がもっと重要視されて、ルールが明確に決まるように思う。ペットの価値観の低さからこうなるのだろうか」と問題意識を語った。

(3) 動物病院経営に関する問題

獣医療の現場では、経営体制に関する問題もあった。ある獣医師は、20代の頃に勤務した病院での経験を、「すごく忙しかったし、経営理念を自分の中に落とすのが難しかった。(働いている)人の扱いも使い捨てというか、あまり大事にされていない感じだったし、違うなって思った」と回顧した。

彼はその後、自身で病院を開業したが、経営が軌道に乗ってきた5年目に大病を患った。その経験を以下のように振り返った。

24時間365日年中無休でやっていて、もう誰がとめてくれるんだろうって。もう忙しくて、忙しくて。自分が休むことは命の線引きのように感じて。ただ、病氣して家族に一番迷惑をかけたから、仕事を長く続けていくことを考えるのも大事なのだと。それが動物を救うことなのだと思うようになった。でも、自分の代わりに人がいなければ難しいですよ。

中山(2019: 181)も指摘するように、近年専門医は増えつつあるものの、一般的に多くの動物病院があらゆる病気を扱う。ある獣医師は、もともと親が経営していた病院を兄とともに引き継ぎ経営管理をしており、「CTやMRIなどの高度医療の設備の必要性含め、専門のすみ分けができていないから、近所の病院間での競争が生まれ、非効率な病院運営になっている」と問題視した。

また獣医療の現場でも、一般社会と同様、女性の働き方にも課題がある。農水省（2016）の2014年調査によれば、獣医学生の約半数は女性で、女性獣医師は今後も増加することが見込まれている。にもかかわらず、現場では女性の獣医師が活躍しづらく、女性獣医師の約6%が無職であった（農水省2016）。労働力が十分に活かされていない。ある獣医師は、「女性の獣医師は出産のタイミングで現場を離れたり、時短勤務を選んだりする人も多い。実際は、女性じゃないとダメっていうわんちゃんやねこちゃんもいますけどね」と問題意識を語った。50代の女性の獣医師は「仕事と家庭の両立を試みながらいろいろ模索してきたけど、子どものいない女性の獣医師がある病院で副院長になった話を聞くと、1つのところで継続して働くのも大事だと思った。私の年金とは雲泥の差があると思うので」と、現在の体制の結果として生じる生涯賃金の差についても言及した。

獣医療の現場で問題を抱えていたのは獣医師だけではなく。ある動物看護師も、勤めた動物病院の年配の院長の診療体制や患者対応を問題視していた。看護師への獣医療行為の強要、患者への不適切な治療、飼い主への暴言などに日々直面し、同病院の動物看護師の間で院長に対する不信感を強め、ある日「看護師から意見がある」と伝えたと言う。すると院長に「弁護士を通せ」と激怒され、「もうそれ以上何も言えなかった」とのことだった²⁾。この動物病院のような悪質な獣医療体制や経営体制は、飼い主とのトラブルに発展する可能性が高い。さらにその悪影響は、患者である動物に及ぶ。以上の例から、動物病院での人とペットの共生は、現場任せになっていると言える。

(4) ペットの死への対応問題

獣医療行為においてトラブルがなくとも、現場では、ペットの死にまつわる倫理的な衝突が起こりやすい。ある獣医師は、過去に対応した患者の死を通じて、「それまで患者の病気を治すことに気をとられて、その背後にいる家族の感情をあまり気にかけてこなかった」ことを悔やんでいた。新島典子（2011: 97）は、人と動物の関係性の意味について問う中で、「飼い主の実感するペットの存在意義の大きさと、周囲の他者の実感するイメージとの間にはリアリティのずれが生じやすく、そのような場合ペットロスにより深刻化しやすい」と指摘した。先の獣医師は、まさにペットをなくした飼い主との関わりの中で、そのリアリティのずれを実感したようだった。彼は、獣医学では倫理観や死生観についての学びの場や訓練が必須だと考えていた。

ある犬猫トレーナーも、ペットロスに悩む人の心に寄り添っていたが、その関わりにおいて倫理的な衝突を経験したことがあると述べた。動物通訳士としてカウンセリングをする中で、ペットが家庭内で虐待を受けた事例に直面した。動物愛護管理法違反であると判断し、匿名で虐待について現場近くの愛護センターに相談した。ところが、「あなた、下手に関わると訴えられたりするから気をつけなさい」と返された。動物が人に対して危害を加えたわけではないので、警察も頼れず、怒りのやり場がなかった。

別の獣医師は、高齢の飼い主から、持病を持つ6歳の犬を安楽死させたいと願われた時の困難について語った。その飼い主は、夜中に犬の症状が悪化しても、口から処方する薬しか犬に飲ませることができない、「座薬なんてとてもできない」と主張していたそうだ。すると症状は改善しないため、夜な夜な看病をしており、安楽死を申し出てきたと言う。獣医師が里親を探すことを勧めても、飼い主は「病気の犬を他人に押しつけることなどできない。迷惑はかけられない」と言って断固拒否した。

他の獣医師とともに4日連続で対話をしたら、飼い主は落ち着きを取り戻し、通院をやめ、安楽死を求めてくることもなくなった。この体験を、獣医師は以下のようにまとめた。

（命を救うために一般的に）できることはあるのに、それをできない、と言う飼い主は結構いるのではないかと感じた。例えばペット防災にしても、犬猫をクレートに入れたら助かるかもしれないのに、クレートの扉を開けるには手の力があるからお年寄りには困難じゃないか、とか。人と動物にとってやさしい、という点についてとても考えさせられた。

日本での動物への倫理観について、伊勢田哲治（2011）は動物実験倫理を通して、以下の通り議論している。欧米において動物実験倫理の規制強化の原動力となっているのは「動物の権利」と「動物の福祉」という論理である。前者には、動物にも人間と同じような権利を認めるべきだという普遍化からの議論と、動物に危害を与えてはならないという価値論からの議論がある。動物福祉の議論は、「3つのR」（削減 [Reduction]、代替 [Replacement]、改良 [Refinement]）の考え方にに基づき動物実験をすべきだという考え方で、近年はこれらに加え、できるだけ苦痛の少ない方法で飼育すべきだという「環境エンリッチメント」の考え方が重視されている。欧米の動物実験についての法規制は、以上の議論のせめぎ合いの中で整理されてきた。一方で、日本においては動物の福祉の考え方は近年見られるが、前者の動物の権利運動がほとんど見られないし、あったとしても大きな社会的勢力ではない。日本では独自の「供養」の考え方があり、実験動物に対する感謝や哀悼、あるいは犠牲への罪悪感という独特の倫理観が育まれてきた（伊勢田 2011）。この違いと日本特有の倫理観から明らかなのは、一ノ瀬正樹（2011: 156）も指摘するように、日本では動物の死に対して、逆に反道徳的な態度が正当化されうるという点である。言い換えれば、死んだ動物に対して供養という形で道徳的な配慮しているように見せかけて、配慮の対象となっているのは残され生きている人間の感情ではないかという倫理的な問題を抱えている。まさにこの人間中心主義の死生観を顕在化したのが、上の安楽死の事例であろう。

（5）保護・譲渡事業に関わる問題

取扱者どうして起こるトラブルや対立の中で、自治体と保護団体間のものは、問題も状況も深刻であった。例えば、多頭飼育崩壊のような事件が発生すると、その犬猫を保護するのは原則、管轄の動物愛護管理センターである。犬猫の譲渡活動をしているセンターは、保護が譲渡につながるのが理想的な対応であると考えている。しかし、センターの収容可能頭数にも制限がある。あるセンターでは犬25頭、猫34頭となっていた。頭数制限を超えたら、もし保護団体が余剰の犬猫を引き出さなければ、殺処分の可能性が高まる。この事態を受け、関係者は「殺処分ゼロは理想論で、実態に即していない」と唱える。

このような現状があるにも関わらず、一部の愛護団体が、SNSなどで自治体を名指しして殺処分反対運動を展開している。ある自治体職員は、「2012年の（動物愛護管理）法改正後、殺処分ゼロ方針が掲げられ、（殺処分に対する）センターへの苦情はますます激しくなり、若い職員が疲弊している」と語った。別の自治体職員も次のように説明した。

殺処分ゼロありきで進めていくと、今度は引き出しの（保護）団体さんの収容頭数がオーバーフローすることになる。そういうことも気にしながらやっていかないと。つまり、入る量を抑えて出る量を増やせば自治体の数字はゼロになっていく。でも、その分しわ寄せがいろんなところに出てくる。実は最近環境省が殺処分の集計方法を変えて、どうしても譲渡に不適切です、世には出せません、という犬の категория ができた。そういう犬は、殺処分としてカウントするのではなく、行政のほうで責任をとって、という方向性になっているのではないか。

自治体の経験によれば、問題行動のある犬と向き合い、トレーニングを施すのは自治体職員か自治体が委託する動物トレーナーであり、そこには多大な労力と時間、そして費用が必要となる。誰がその費用をまかなうのか。税金である。

そもそも、行政の一連の動物愛護管理事業には、予算をつけづらいという根本的な問題があった。ある自治体職員が訴えるには「犬猫に対しては好き嫌いがあるし、贅沢品だという考え方を持つ人もいる。生活必需品ではないので、税金を投入するべきだという理屈を示しにくい」。結果、当自治体は、ふるさと納税から地域で保護された仔猫のミルクボランティア活動などへの費用をまかなっていた。資金難から活動に制限があり、民間の保護団体の体力に頼らざるを得ない。

筆者はある民間の団体が経営する保護動物カフェを訪問した際、成犬の収容頭数の多さに目を見張った。この犬たちは、2年前に隣市の空き家で多頭飼育崩壊により保護された犬であった。当団体のスタッフは、ふん尿まみれの犬たちの体を何度も洗い、去勢避妊手術を施し、譲渡を願った。しかし、多くの犬が譲渡は難しかった。保護カフェへの突然の訪問者に怪我をさせるような問題行動はないが、人への警戒心が強く、人とのアイコンタクトも嫌がった。犬どうして寄り添っている方が落ち着くのか、3頭の中型ミックス犬が1つの大型犬クレートに自ら入り込んでクレートのドアは開放状態で重なりあって寝ていた。団体の代表は、「私たちは国がしないといけなことを尻拭いしている」とはっきり述べた。譲渡が難しい動物が少なからず実在する中で殺処分ゼロ方針を掲げている矛盾を、当団体の活動が体現していた。なお、別の保護猫団体の施設には、病気が理由で引き取り手が見つからない猫6頭が暮らしていた。過去をたどれば人間が遺棄した可能性が高い動物が、何世代にもわたって繁殖し、命をつないできた。こういった運命を抱えた犬猫に、「共生」を目指す社会はどれほど寄り添えているだろうか。

6. 問題に対する主体者の実践

数々のトラブルに直面した取扱者は、どのように問題を受けとめ、考え、行動したか。本項では、前項で論じた問題ごとに、主体者の実践を詳述する。対象者全てに共通していたのは、犬猫のことを第一に考え、問題を取り巻く人と、より深く関わることだった。

(1) 犬猫の問題行動の根本要因を探る

ある動物愛護センター職員は、市民からの苦情や怒りに対して、まずその原因を探るように努めている。

例えば野良猫のことを大嫌いな人でも、迷惑をかけるから嫌いなんだというふうの説明をしてくださる方もいますので、人が関与している野良猫であるならば、その猫が嫌われ者にならないために管理する側の人が何らかの配慮をすべき。なかなか折り合いをつけるのは難しいですけど、関与する側への指導も大事だと思っています。

猫のふん尿放置問題に関しては、飼い猫に対しては完全屋内飼養を推奨している。完全屋内飼養の勧め方として、「その方が2,3年猫の寿命が延びる」と伝えたり、「猫を閉じ込めて飼うことに抵抗がある」人向けに、屋内でどのような設備があれば猫の欲求を満たすことができるのか、愛護センター内にモデルプレイルームを設置して実証するなど、様々な工夫を講じている。野良猫対策では、調査対象の自治体全てが地域猫活動としてTNR（捕獲 [Trap]、不妊去勢手術 [Neuter]、元の場所に戻す [Return]）活動（木下2019）を進めている。「もともと餌やりだった人を指導し、地域猫活動員になってもらい、助成金を渡して猫に不妊手術を施したり、餌をあげたらトレーを片づけて掃除もする」ように指導している。愛護センター職員は、必要に応じて地域の自治会長と連携することもある。

別の自治体職員は、トラブル解決に際し、自治体内の他部署と連携している。例えば、多頭飼育崩壊では、その飼育者が社会福祉の部署と関わりを持つ事例が多いので、先方から個別事例として相談を受ける前に、自分たちから働きかけることができるような連携の仕組みを作ろうとしている。

その他にも、ある愛護センターは小学生の親子対象に無料の「愛犬のしつけ方教室」を開講したり、子ども対象の学習教室や子どもが犬に読み聞かせをするR.E.A.D. [Reading Education Assistance Dogs] プログラム³⁾を実施している。

ドッグランの管理者は、犬の咬傷事件やその他の飼い主どうしのトラブルを未然に防止するため、飼い主1人につき1頭のみ入場可能という制限を設け、登録料金を高くするなどの数々の工夫をした。そして施設運営は地域の自治会員による有償ボランティアで行い、監視体制を可能な限り整えた。この体制で再開後は、目立ったトラブルはない。

犬猫トレーナーは、飼い主の悩みや犬猫の問題行動に真正面から向き合い、飼い主に寄り添っている。コロナ禍で、在宅ワークをしている人に、「今は膝にのせて仕事できますけど、今後もその生活を続けられますか。わんちゃんが辛い思いをしますよ。すぐにやめてください」とはっきり伝えている。彼女は「動物愛護管理法の改正とか、その他の動きも含めて、立法や行政の動きがとても大事だということをエンドユーザーに気づかせるカウンセリングの力が本当に大事だなと思う」と語った。

ある獣医師は、猫の魅力を伝える講演会の質疑応答セッションで、70人ほどの参加者のうち数人からの個別の悩みに応えていた。徳田(2021)が指摘したように、一般的に猫飼いは不可視的である。だが、当講演会は、飼い主にとって自身が猫飼いであるという事実、そして飼い猫の問題行動や魅力を笑ってカミングアウトする場になっていた。このように、本調査のペットの取扱者は、トラブルにより深く関わり、飼い主や周りの人と対話することで、問題の解決を図っている。

(2) 動物病院や地域のコミュニティでもっと関わる

新規の飼い主がはじめて動物病院を訪れた際、ある獣医師は「無駄話でも、30分でもして信頼関係をつくるようにしています。仔犬が来たら、社会化のことを40分くらい話して、時間があったら

もっとかけることもある。それは僕の喜びでもありますけど、忙しくなったら難しいかなというのが課題です」。この病院では、動物看護師がパピーパーティを開催している。良心的な参加費で、犬の行動についての基本的なレクチャーをはじめとし、仔犬どうしが関わる時間を設け、クレート・トレーニングも行う1時間のセッションを実施している。

別の獣医師は、患者と深く対話をする役割を、臨床の現場で務めている。彼女は獣医師免許を取得し、臨床の現場に出た頃から患者とのコミュニケーションのスキルを磨きたいとグリーンセミナーを含む数々の講座に通い、ブラッシュアップしてきた。今は大学の獣医学部で獣医学オスキー[vetOSCE]の講師もしている。地域での共生推進活動としても、地方議会議員の協力を得て、上述したR.E.A.D.プログラムを小規模で実施し、子どもが幼少期から犬と関わり、犬について知るきっかけを提供している。猫に関しても、猫の繁殖力についてかけ算で考える教室を小学生に開講している。次の課題は「自分の目的と行政の目的それぞれが、ウィンウィンになるようなテーマを考えて活動を進めていく」ことである。

(3) 動物病院の経営体制を改善する

大病を患った獣医師は、命の現場である自身の動物病院の経営体制を見直した。病院の診療は16時まで設定、スタッフは17時に帰宅する。今後、診療時間を延長することを考えているが、その場合は獣医師もスタッフも2グループに分けてシフト制にする予定である。

企業勤めの獣医師は、関係者どうしのマッチングに取り組んでいる。特に家庭の事情で働き方を変えたり、働く場を失ったりした獣医師を想定し「自分の周りで一生懸命働いている人たちが、もっと良い環境で働くことができたらと思っている。例えば病院で柔軟な働き方ができるとか、臨床にもともといた人がどうしたら復帰できるかなど。目の前の困っている人に提供できるサービスをつくりたい」と意気込んでいる。サービスの対象者は、男性も想定している。その理由は、「(他に)頼ることができない男の先生も多い。休みがなく、1人でやっていて勉強する時間もないから、医療技術が偏るし、病院も縮小して、すぐもったいない」からだと言う。

上の病院内でのパピーパーティのセッションは、飼い主だけでなく、看護師のためでもある。当病院長は「動物病院で、看護師は名前を覚えてもらえなかったり頼られたりすることも少ない。パピーパーティなどのイベント主催が、仕事のやりがいとか充実感とかを味わう機会になれば」と語った。

(4) ペットの死に寄り添う

ある獣医師は死生観についてオンライン大学で学び、公認心理師の資格を取得した。そして、終末期のペット飼育の心のケアをする往診獣医師になる準備をしている。「ペットを、家族を送ってあげる、という感覚にしたい」というのが目標だ。

獣医大学でコミュニケーションのスキルを指導する獣医師は、臨床の現場でも、ペットが亡くなる前、あるいはターミナル期に、飼い主家族全員に「ペットにしてあげたいことはないか」質問するようになっている。核家族化が進んだ現代では、「人の死を身近で体験する機会も減ったでしょ。葬式に子どもを連れて行かないこともあるし。でも、ペットのこことなると、動物病院には家族全員でやってくるから、子どもにとって(死と向き合う)宝物体験になる」と彼女は考えている。

ペットロスについての悩みを頻繁に受ける動物トレーナーは、相談者の心に敏感になって、助言をしていた。例えば、「うちの犬ががんになったのは私がストレスを与えたせいだろうか。私が原因だったのでは」と悩み落ち込む飼い主は多い。その要因の1つは、「別れの最期のシーンが衝撃的だったからだろう」と言う。そのような飼い主には「あなたのせいではないですよ」というメッセージを必ず伝えるようにしている。深刻なペットロスの場合、飼い主は何も手につかず、仕事にも行けなくなる。「病気のコを抱えて、悩みに悩んで安楽死を決断しても、その後ものすごく辛い」とそのトレーナーは経験を語った。動物看護師や獣医師の妻がカウンセリングを受けにくる場合もあると言う。

(5) 保護・譲渡事業を普遍化する

保護団体の代表はさらに深刻な局面に立たされていた。保護動物カフェの犬の収容頭数と飼養面積が、2019年の動物愛護管理法改正で設定された数値規制に違反していると自治体から注意を受け、改善をせまられていた。当団体の代表は、この事態に心では反発していたが、いずれにせよ今の施設は手狭になることは必至だったので、別の地で、新たに保護動物カフェを建設すべくクラウドファンディングに挑戦した。そこでは、障がいを持つ人たちの自立支援や就労支援を目的に、譲渡が難しい成犬たちの世話をしてもらった「共存共生」の施設にしたいと計画していた。その準備の一環で、団体のスタッフは、サービス管理責任者の資格取得に奔走していた。スタッフの本業は専門職が多く、資格取得に向いていると、団体代表は誇らしく語った。クラウドファンディングには、目標額をはるかに超える寄附があった。保護犬猫カフェが障がい者の就労支援を目的に施設運営をする例は、別の団体でも聞かれた。その団体の対象動物は猫のみで、就労支援の管理は別の法人が行い、数年内に開業予定である。

動物愛護センターから一般市民向けの啓発活動として、インスタグラムなどのSNSを通じて情報発信を行う例もあった。一般市民に保護犬猫の存在と行動について関心を持ってもらうために、まるで猫が話しかけているような文章で記事を投稿していた。別の愛護センターでは、動物愛護フェアの際に、譲渡猫の家族の写真展や、空き家のねこに対する周辺住民の対応を考えさせる紙芝居教室を開催していた。譲渡犬活動では100頭以上が登録し、20年以上続いている同窓会も設け、事業費から秋の運動会を開催している。センターの職員はこう言った。「発信し続けていくことしかない」。

7. 考察 「人とペットの共生」とは

本研究でのペットの取扱者は、ペットを取り巻く人と人との間で生じる問題に対して、深く関わり合っていることが明らかになった。ペットを介して生じる様々な課題に直面した人々が、反射的に「犬猫にとってより良い対応」について考え、主体的に行動していた。行動の内容はそれぞれの場で、ペットの飼い主および関係者と対話していたことだった。

筆者は、インタビューにて全ての対象者に「共生」の意味を尋ねた。最多の回答は「人と動物がともに幸せに」暮らすことであった。本稿の導入で紹介した公社Knotsの理念と同じである。「幸せに」は「仲良く」や「お互いが特性を知ってハッピーに」という回答もあった。また、あるトレーナーは「相手の習性や必要なことを理解して配慮しあって」暮らすこと、ある獣医師は「人と動物の両方にやさしい」社会だと答えた。愛護センターの職員や動物園勤務の獣医師からは、「調和」や「バランス」

という意見もあった。こちらも Knots が掲げる今後の理念に親和的である。「愛護と言うと少し押しつけている感じがする。動物が嫌いな人に対しても歩み寄ることが必要では」と語った獣医師もいた。

以上の回答から分かるのは、ほとんどの対象者が、現状では「行為者（動物含む）のお互いの理解」があまり進んでいないと感じており、理解を深め、お互いが共に幸せに生きるために主体的に行動する重要性を認識し、そして実行に移していた。共生は、存在することや認識すること、理想を語ることだけでは実現できない点を示していた。人と動物のお互いの習性や効用、そして責任を認識したうえで、人と動物にとってより良い社会をつくるという理想を叶えるため、人が実践し続けることが共生なのであった。あるトレーナーは、「共生のために必要なのは時間」と語った。関係者が深く関わり合い、結果につなげていくための時間である。

しかしながら、本研究が大倉（2020）が示した「エンゲージメント」と異なるのは、主体者が、パークリー地区（大倉 2020）やブルックリン地区（Helmreich 2016）の人々のように、広範囲で「透過性」[porous] の関わり合いをもつには至っていなかった。エンゲージした後、トラブル解消が見込めない場合は「その場を離れる」行動が対処法になっていたことである。特に、本調査の主体者が、非飼い主を含むより広い社会空間において人と関わり合う場合、「問題から距離をおく」ことは1つの重要な行為であった。実際、あるトレーナーは「もしペットのことで隣の家の人とうまくいかなければ、引っ越すとか、離れるのも選択肢のひとつ」だと述べた。事実、この対応は、猫の魅力を伝える講演会に参加した際に筆者が講師の獣医師から学んだ、「猫は快いものに近づき、不快なものから遠ざかる習性がある」ことを鑑みても、正しいと言えるだろう。犬の場合も、不快なものにはストレスサインを発することから、不快なものから距離をおくのは犬猫双方にとって「より幸せ」ではないだろうか。この「離れる」実践から示唆されたのは、現代日本社会の都市部における人と動物の一般的な関係は、非対称性とその境界の存在が前提となっている点である。木下征彦（2022）によれば、「1970年代頃までは猫を社会的なカテゴリーとして厳密化することを求めない社会的文脈の中で、人と猫の関係性はあいまいなままで残されていた」と記している。共生を掲げる令和の時代の日本社会は、人と動物の境界線は明瞭で、境界を超え、社会全体で人と動物が関わり合いトラブルが生じれば動物の側が引き下がらなければならない。徳田（2021）が示した通り、人と人との関係から人と動物の非対称性が現れている。

この非対称関係が日本における人と動物の共生の大前提でありつづけるのか。あるいは過渡期なのか。であればどう変わっていくのか。関根清三（2011）が動物倫理に関する議論で指摘するように、欧米での権利や福祉の議論も、あいまいさを残す。「人権と同様、動物の権利を主張せざるを得ないというけれど、そもそもなぜ人間すべてに人権があるのか、哲学的に根拠づけることは非常に難しい」（関根 2011: 163）。このような議論を突き詰めることなく、「動物の福祉の議論に滑って行って、結局は動物実験は必要最小限認めよう」（関根 2011: 163）としたのが欧米の議論の着地点である。共生社会の概念をあいまいなままで押し進める日本においても、ペット取扱主体者は、日々数々の問題に立ち向かいながら、関わり合っている。本調査の対象者が願ったように、今、すでに存在し、これから生まれてくるいのちが人とともにより幸せに暮らせるよう、人とペット、そして動物の共生社会について、今後も議論を重ねていく必要がある。

謝辞 本研究は JSPS 科研費 21K13433 の助成を受けたものです。

注

- 1) 本稿では、調査対象者である「ペット取扱者」を、動物愛護管理法が定める「第一種動物取扱業者」とは区別し、獣医師や行政を含む広義の取扱者と定める。
- 2) 2022年4月1日より、中小企業もパワーハラスメント防止法の適用対象になったため、それ以降はこのような事例は、問題となる可能性が高い。また、2019年6月に制定された「愛玩動物看護師法」により、動物看護師が国家資格となった（農水省 2019）。これにより、動物看護師の適正な業務が標準化されることが期待されている。
- 3) R.E.A.D. プログラムは、「読書介助犬」を介したプログラムを指す。調査で入手したパンフレットには、「子どもが犬に本の読み聞かせを行うことによって、音読が苦手な子どもが自信を失うことなく意欲を育み、読書力の向上等の効果が期待できると共に自己肯定感を持てるようになり、犬との関わりを通して心の成長をうながすことを目的としたプログラム」と記されていた。

文献

- BfJ [Bundesamt für Justiz], 2022, *Tierschutzgesetz*, (Retrieved December 30, 2022, <https://www.gesetze-im-internet.de/tierschg/BJNR012770972.html>).
- 福岡今日一, 2003, 「ペットショップは動物愛護意識を持っているか——ペット産業動物愛護意識調査報告」『同志社政策科学研究』4: 143-62.
- 合原織部, 2019, 「猟犬の死をめぐる考察——宮崎県椎葉村における漁師と猟犬の接触領域に着目して」大石高典・近藤祉秋・池田光穂編『犬からみた人類史』勉誠出版, 198-213.
- Haraway, Donna J., 2008, *When Species Meet*, Minneapolis; London: University of Minnesota Press.
- Helmreich, William B., 2016, *The Brooklyn Nobody Knows: An Urban Walking Guide*, Princeton; Oxford: Princeton University Press.
- 平山絵美, 2019, 「人と動物の共生社会実現に向けた対策の強化——動物愛護管理法の改正」『立法と調査』415: 120-30.
- 一ノ瀬正樹, 2011, 「『動物への配慮』の欠落と充実」一ノ瀬正樹・新島典子編『ヒトと動物の死生学——犬や猫との共生, そして動物倫理』秋山書店, 143-59.
- Irvine, Leslie, 2015, "Animal Sheltering," Linda Kalof ed., *The Oxford Handbook of Animal Studies*, New York: Oxford University Press, 98-112.
- 伊勢田哲治, 2011, 「動物実験の倫理——権利・福祉・供養」一ノ瀬正樹・新島典子編『ヒトと動物の死生学——犬や猫との共生, そして動物倫理』秋山書店, 107-30.
- 環境省, 2015, 「動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました『一般飼い主編』」2013年8月, 2015年3月改訂(2022年12月30日取得 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2706b/pdf/full.pdf).
- , 2021, 「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針——守るべき基準のポイント」令和3年5月(2022年12月30日取得 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a/full.pdf).
- , 2022, 「動物の愛護及び管理に関する法律」(2022年12月30日取得 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC100000105>)
- 加藤秀雄, 2019, 「葬られた犬——その心意と歴史の変遷」大石高典・近藤祉秋・池田光穂編『犬からみた人類史』勉誠出版, 367-88.
- 加藤謙介, 2022, 「日本における『人とペットの災害対策』をめぐる課題と展望——『包摂』『連携』『対話』『情報』の観点から」『自然災害科学』41(3): 245-300.
- 木下征彦, 2019, 「地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの可視化に向けて——野良猫問題と地域猫活動の分析から」『総合文化研究』24(1, 2, 3): 59-80.
- , 2022, 「現代日本における社会的カテゴリーとしての『猫』に関する一考察」日本社会学会第95回大会テーマセッション『猫社会学の応用と展開』報告原稿.
- 小林舞・湯本貴和, 2019, 「ブータンの街角にたむろするイヌたち」大石高典・近藤祉秋・池田光穂編『犬からみた人類史』勉誠出版, 409-31.
- 小宮孟, 2019, 「動物考古学からみた縄文時代のイヌ」大石高典・近藤祉秋・池田光穂編『犬からみた人類史』勉誠出版, 68-88.
- 越村義雄, 2022, 「ペット産業の視点から考える人とペットの共生」『公衆衛生』86(3): 275-86.
- 厚生労働省, 2021, 『令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況』厚生労働省(2022年12月30日取得 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai21/dl/gaikyouR3.pdf>).
- 真辺将之, 2021, 『猫が歩いた近現代——化け猫が家族になるまで』吉川弘文館.

- 中山智宏, 2019, 「大学動物病院の活動の現状とさらなる発展を目指して——(1)参加型臨床実習時代の大学動物病院の現状とさらなる発展を目指して」『日本獣医師会雑誌』72(4): 180-5.
- 新島典子, 2011, 「ヒトと動物の関係の多義性に自覚的か無自覚か」一ノ瀬正樹・新島典子編『ヒトと動物の死生学——犬や猫との共生, そして動物倫理』秋山書店, 93-9.
- 農水省, 2016, 「獣医事をめぐる情勢」農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 平成28年4月(2022年12月30日取得 https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/pdf/jyui_meguji.pdf).
- , 2019, 『愛玩動物看護師法 令和元年法律第50号』(2022年12月30日取得 https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/attach/pdf/rule-1.pdf).
- 大倉健宏, 2020, 『エンゲージ「Engage」された空間——ペットフレンドリーなコミュニティの条件』学文社.
- 大道良太, 2019, 「御猟場と見切り猟——猟法と犬利用の歴史の変遷」大石高典・近藤社秋・池田光穂編『犬からみた人類史』勉強出版, 214-33.
- ペットフード協会, 2021, 「主要指標サマリー」『令和3年(2021年)全国犬猫飼育実態調査』(2022年12月30日取得 <https://petfood.or.jp/data/chart2021/3.pdf>).
- 関根清三, 2011, 「ヴェジタリアニズムと動物実験・今後の展望」一ノ瀬正樹・新島典子編『ヒトと動物の死生学——犬や猫との共生, そして動物倫理』秋山書店, 161-3.
- Statista, 2022, Number of Pet Cats in the United Kingdom (UK) from 2021/11 to 2021/22 (in millions), (Retrieved December 30, 2022, <https://www.statista.com/statistics/515381/cats-population-in-the-united-kingdom-uk/>).
- 徳田剛, 2021, 「ペット共生社会論に基づいた猫社会学の方法論的視座」日本社会学会第94回大会テーマセッション『猫社会学の理論と方法』報告原稿.
- 富永佳与子, 2021, 「『公社』Knotsの活動と25年の歩み——小さな結び目は社会を変える」『日本獣医史学雑誌』58: 73-89.
- 東京弁護士会公害・環境特別委員会編, [2016] 2020, 『動物愛護法入門第2版——人と動物の共生する社会の実現へ』民事法研究会.
- 浦川道太郎, 2003, 「ドイツにおける動物保護法の生成と展開——付・ドイツ動物保護法(翻訳)」『早稲田法学』78(4): 195-236.
- 山田昌弘, 2004, 『家族ペット——やすらぐ相手は, あなただけ』サンマーク出版.